

令和4年度 第1回
杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和4年4月11日(月)午後7時
杉並区役所 中棟4階 第2委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 諮問事項の審議

令和4年度諮問第1号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について

(2) 報告事項

杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画の中間評価について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

席次表

委員名簿

諮問文(写)

説明資料

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度分の保険料の減免の特例」取扱い基準の概要
- 2 条例改正(案)新旧対照表
- 3 杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画中間評価

「新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度分の保険料の減免の特例」 取扱い基準の概要

(1) 減免対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の各号の全てに該当する世帯
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - (イ) 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分されて計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること。
 - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(2) 減免の対象となる保険料、申請期間

①減免の対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）がある令和4年度保険料

②申請期間

改正条例の公布の日から区長が別に定める日まで

(3) 減免額の算定

対象となる期間の減免対象保険料の額に、前年の合計所得額に応じた減額又は免除の割合を乗じて算定する。

(4) その他

保険料減免の規模（割合）に応じて、減免額の一部は国からの財政支援により補てんされる予定。

令和4年度保険料減免に係る財政支援内容

「市町村調整対象需要額」に占める 保険料減免総額（令和4年度分）の 割合	財政支援の額
3%以上	保険料減免総額（令和4年度分）の10/10相当額
1. 5%以上3%未満	保険料減免総額（令和4年度分）の6/10相当額
1. 5%未満	保険料減免総額（令和4年度分）の4/10相当額

(案)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料の減免の特例)</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料であつて、令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料の減免の特例)</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料であつて、令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>